



大阪府で2番目(北河内初!)
「禁煙外来医療費助成制度」で禁煙したい人を応援!



受動喫煙防止マーク(四條畷市)

禁煙外来医療費
助成制度

先着 100人



助成費用: 最大10,000円

禁煙治療にかかった診療費・薬剤費自己負担分の1/2

助成制度周知ポスター(一部抜粋)

概要説明

四條畷市では、昨年12月に路上や公共施設等での喫煙ルールを定めた四條畷市受動喫煙防止条例を制定しました。市民の健康づくりと子育てしやすいまちづくりをさらに推進していくため、禁煙する市民を応援する「禁煙外来医療費助成制度」を創設し、5月15日から受付を開始します。

平成30年5月に実施した市民アンケートでは、喫煙者のうち「禁煙に関心がある」又は「禁煙をする予定」と答えた人が52.1%でした。このことを踏まえ、禁煙に関心を持つ喫煙者が、一歩踏み出すきっかけとして、また、「楽に、より確実に」禁煙できるよう、医療費の助成を行う制度を実施します。

本事業により、禁煙者を増やすことで、条例の及ばない家庭内や事業所での受動喫煙防止に大きな効果が期待されます。

四條畷市は、これからも「住みたくなる・住み続けたいなる」まちをめざして、市を挙げて市民が健やかに暮らせるまち、安心して子育てができるまちの整備に取り組みます。

<制度の概要>

- ①事業名: 禁煙外来医療費助成制度
- ②助成内容: 健康保険での禁煙治療で支払った診療費・薬剤費の自己負担分の2分の1(最大1万円)
- ③助成対象: 禁煙外来での禁煙治療を完了した人(※あらかじめ保健センターに禁煙宣言書を届ける必要があります。)
- ④助成対象人数: 先着100名
- ⑤受付期間: 令和元年5月15日から11月29日まで

問い合わせ

四條畷市立保健センター 担当: 豊留(とよどめ)・大西
電話: 072-877-2121(内線363)